

島根大学医学系研究科医科学専攻博士課程学位論文評価基準

[令和2年1月8日制定]

[令和8年6月3日最終改正]

[医学系研究科医科学専攻博士課程委員会]

島根大学医学系研究科医科学専攻博士課程における博士論文の審査については、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき以下の基準により評価する。

1 基本要件

学位論文は、「島根大学における研究活動の不正行為の防止に関する規則」に則して適正に行われた研究に基づき作成し、本人以外の論文、研究の独自性やアイデア、著作権、肖像権等を侵害してはならず、十分な学術的価値と高い独創性を有するものであり、かつ次の要件を満たすものでなければならない。

また、最終公開審査において、学位申請者は、学位申請論文が当該分野における学術的意義、新規性、創造性等を有していること、学位申請者が研究の企画及び推進能力、研究成果の論理的な説明能力、当該分野に関連する高度で幅広い専門的知識、高い倫理性等を有していることを示さなければならない。

1) 領域性

研究は、特定のテーマに関してそれを客観的かつ正当に評価できる専門家集団が存在する領域のもので、自分の研究がこの領域の中でどう位置づけられるか自覚しなければならない。

2) 公益性

研究は、個人的な問題意識ではなく、上記の研究領域の中で共有される意義があるものでなくてはならない。

3) 論証性

当該研究領域の専門家集団に対して、自分の研究テーマ及び方法論が、公的な研究として意義があるものであると自ら示さなければならない。

2 論文の構成

博士論文は、レフリー制度のある原則として英文学術雑誌に掲載された、あるいは掲載することが確約された研究論文でなければならない。ただし、研究領域等により和文学術雑誌に掲載されることが英文学術雑誌への掲載と同等以上の意義があると認められる場合は、和文雑誌でも可とする。具体的には次の点において評価する。

1) 研究課題（に関連する研究領域）に関して、科学的重要性・意義、これまでに解明されている事実、などの背景を適切に論述している。

- 2) 研究課題（に関連する研究領域）に関して、現在どのようなことが問題となっているのか、あるいは、何が解明されていないのかを明確にしている。
- 3) 上記1) 及び2) を踏まえて、本研究では何をどこまで明らかにしようとするのか、明確な研究目的を設定している。
- 4) 研究目的の達成のために、研究対象および方法を適切に記載し、倫理的配慮がなされている。
- 5) 博士課程在籍中に得られた関連する研究結果を適切に記載している。基礎的実験データ、ネガティブデータなどは最終公開審査において説明するものとする。
- 6) 個々の図や表を適切に作成し、そのデータの分析と解釈を正確に記載している。
- 7) 本研究によって何が明らかになったのかを論理的に論述している。
- 8) 引用文献が適切に用いられている。

3 博士論文の条件

博士学位は、学位申請者が当該学問分野において独立した研究者として研究を遂行し、新たな知見を創出する能力を有することを認定するものである。そのため、学位論文には十分な学術的独創性、新規性、信頼性及び再現性が求められる。

近年、査読制度の限界や不適切な学術雑誌の増加などにより、論文が公表されたことのみをもって研究の質が十分に担保されるとは限らない状況が指摘されている。また、学位授与機関には、授与した学位の学術的妥当性を社会に対して説明し、その質を保証する責務がある。

このため、博士学位論文として求められる最低限の学術的要件を明確化し、学位審査における判断の透明性及び公平性を確保するとともに、学位論文の質保証を図ることを目的として、以下の条件を定める。

- 1) 原則、原著論文(original article)。症例報告や総説のみは認めない。短報については研究内容及び学術的価値などを勘案し、事前に博士課程小委員会で審議のうえ認める場合がある。
- 2) 投稿から受理まで (received, revised, accepted) の期間が極めて短い場合には、査読過程及び学術的妥当性について追加確認を行うことがあり、その結果によっては学位論文として認めない場合がある。